



阪神水道企業団公報

令和8年6月15日(月)
第404号

毎月15日発行

目次

◇規則◇

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓令◇

- 阪神水道企業団職員倫理規程の一部を改正する規程

◇告示◇

- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の当選
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の当選
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市及び宝塚市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市及び宝塚市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市及び宝塚市選出）の当選

◇規則◇

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月3日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第3号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償の額） 第10条 条例第15条に規定する規則で定め	（葬祭補償の額） 第10条 条例第15条に規定する規則で定め

<p>る金額は、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。</p>	<p>る金額は、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第10条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第10条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第3項の規定による金額により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第10条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

◇訓 令◇

訓令第1号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月21日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団職員倫理規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員倫理規程(令和7年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止行為の例外)</p> <p>第9条 前条第1項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(禁止行為の例外)</p> <p>第9条 前条第1項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当とあらかじめ管理監督職員が認めた場合に限る。）。

(5)～(7) 省略

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をする場合（職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食を除く。）は、管理監督職員を経由し承認願（様式第1号）を倫理監督者に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。この場合において、やむを得ない事情により事前に承認を受けることができない場合には、事後において速やかに理由を付して承認願を提出しなければならない。

2 及び 3 省略

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

(5)～(7) 省略

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をする場合（職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食を除く。）にあって、公正な職務の執行に対する地域住民の疑惑や不信を招くおそれがあるときは、管理監督職員を経由し承認願（様式第1号）を倫理監督者に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。この場合において、やむを得ない事情により事前に承認を受けることができない場合には、事後において速やかに理由を付して承認願を提出しなければならない。

2 及び 3 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第7号

下記の者は、令和8年5月18日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和8年5月18日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

橋本 隆

阪神水道企業団告示第8号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和8年5月18日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- 1 選挙する期間 令和8年5月18日から
令和8年6月17日まで
- 2 選挙する議員数 1名
- 3 選挙する市 芦屋市

阪神水道企業団告示第9号

令和8年5月18日芦屋市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和8年5月18日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

福井 利道

阪神水道企業団告示第10号

下記の者は、令和8年5月20日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和8年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

江 良 健太郎
牧 みゆき

阪神水道企業団告示第11号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和8年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- 1 選挙する期間 令和8年5月20日から
令和8年6月19日まで
- 2 選挙する議員数 2名
- 3 選挙する市 西宮市

阪神水道企業団告示第12号

令和8年5月20日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和8年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

おおさこ 純司郎
大原 智

阪神水道企業団告示第13号

下記の者は、令和8年5月22日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和8年5月22日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

三木しんじろう	ながさわ 淳一	門 田 まゆみ
味口 としゆき	植 中 雅 子	しらくに高太郎
よこはた和幸	堂 下 豊 史	北 山 照 昭

阪神水道企業団告示第14号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和8年5月22日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- 1 選挙する期間 令和8年5月22日から
令和8年6月21日まで
- 2 選挙する市及び議員数
 - (1) 神戸市 8名
 - (2) 宝塚市 1名

阪神水道企業団告示第15号

令和8年5月22日神戸市会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和8年5月22日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

のまち 圭一	原 直樹	細谷 典功
伊藤 めぐみ	平野 達司	松本 のり子
河南 忠和	菅野 吉記	大島 淡紅子